

## 未成年のお客様口座に関する説明書

GM0 クリック証券株式会社

この説明書を十分ご理解いただいたうえで、未成年のお客様口座（以下、「未成年口座」といいます。）の口座開設・取引を行ってください。

### ■GM0 クリック証券の未成年口座とは

- ・0歳から19歳までの方が対象の取引口座です。（既婚者を除く）
- ・未成年口座の開設は、親権者又は未成年後見人（※以降、特に記載の無い場合、「親権者」の記載は、「親権者又は未成年後見人」を意味するものとします）が『登録親権者』（未成年口座の発注等を実際に行う方）として、未成年者本人に代わり、未成年者の財産を管理することを目的として、口座開設ならびにお取引を行っていただくためのものです。

※「親権者」は原則「父母」となります。親権者がいらっしゃらない場合は、未成年後見人でも可能です。

- ・未成年口座名義人が20歳を迎えられた場合および婚姻された場合は、成人用の証券口座（※以降、特に記載のない場合、「成人口座」の記載は、成人用の証券口座と同様であることを意味するものとします。）へ移行されます。20歳未満で婚姻された場合は、速やかに当社へお申し出ください。

### <未成年口座開設基準>

以下の要件を満たしている方は未成年口座の開設が可能です。

#### ①満20歳未満の方

※未成年口座開設手続き中に満20歳になられる方の口座開設はお受けできません。別途、成人口座開設のお申込みをお願いします。

※20歳未満で既婚の方の口座開設はお受けできません。

②親権者または未成年後見人（以下、未成年後見人を含めて「親権者」と呼びます。）の方が当社で証券取引口座を開設していること。また、親権者のうち1名の方に「登録親権者」として未成年口座に関する必要な手続きを行っていただけること。

③親権者全員の同意があること。

④当社未成年口座取引ルールの内容に承諾していただけること。

⑤未成年者および親権者等が国内居住者であること。

⑥当社より、登録親権者と常時、メールまたは電話による連絡がとれること（緊急時にはお電話によるお連絡を行う場合があります。）

⑦登録親権者に送付される未成年口座のID・パスワードにて、未成年口座の取引状況等を管理・把握いただけること

- ⑧未成年口座の名義人、親権者のうちどなたかが日本証券業協会の協会員である会社に勤務されていないこと。
- ⑨未成年口座の名義人および親権者が反社会的勢力でないこと。
- ⑩登録親権者の当社口座に規制がかかっていないこと。
- ⑪未成年者名義の銀行口座をお持ちであること。

■未成年口座開設お申し込みの際にご用意いただくもの

①振込先金融機関口座

※必ず未成年者ご本人名義の金融機関口座をご指定ください。

②未成年者と親権者の続柄確認書類ならびに未成年者の本人確認書類および番号確認書類（マイナンバー）

・詳細は、当社ウェブサイト、「未成年口座 概要ページ」をご確認ください。

■未成年口座の開設方法

※未成年口座開設のお申し込みは、未成年口座の登録親権者となる親権者ご本人が必ずお手続きください。

①ログイン後の当社ウェブサイトから「未成年口座（ジュニア NISA 口座）開設申込フォーム」画面へお進みください。

②必要事項をご入力のうえ、お申し込みください。

③ご入力いただいたご住所にお手続きに必要な書類等を郵送致します。

必要事項をご記入・ご捺印のうえ、本人確認書類および親権者と未成年者の続柄を確認できる証明書類を添え、同封の返信用封筒にてご返送ください。

■口座開設手続き完了のお知らせについて

登録親権者宛に未成年口座の「ユーザーID」・「ログインパスワード」・「取引暗証番号」等が記載された「口座開設手続き完了のご案内」を、簡易書留郵便（転送不可）にて郵送いたします。

■未成年口座取引可能商品

未成年口座では一部の商品・サービスがご利用いただけません。詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

■各種お手続きに関して

未成年口座に関して、変更事項が発生した場合は、下記注意事項をご確認のうえ、速やかにお手続きいただきますようお願い致します。

①「登録親権者の変更が発生した場合」

登録親権者にご変更があった場合は、お電話、もしくはお問い合わせフォームから速やかに当社へお申し出ください。当社から必要書類を郵送致しますので、署名・捺印のう

え続柄確認書類を添付し、ご返送ください。新たに登録親権者となられた方宛に新しいパスワードをご連絡いたします。

※お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので、予めご了承ください。

#### ②「未成年口座名義人が婚姻された場合」

未成年口座名義人が婚姻された場合は、お電話、もしくはお問い合わせフォームから速やかに当社へお申し出ください。当社から必要書類を郵送致しますので、必要事項にご記入・ご捺印のうえ、婚姻を確認できる証明書類を添付しご返送ください。口座名義人宛に成人口座の新しいパスワードをご連絡いたします。

※お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので、予めご了承ください。

※お手続き完了後は、成人口座にてお取引いただくこととなります。

#### ③「未成年口座の登録情報（住所等）に変更が発生した場合」

お電話、もしくはお問い合わせフォームから変更書類をご請求いただき、速やかに変更のお手続きをお願い致します。

#### ◆未成年口座に関するご注意事項

・「未成年口座に係る運用管理者届出書 兼 マイナンバー提供代理人届出書」等に個人情報をご記入いただく際は、「お客様の個人情報の利用目的」を親権者をご確認ください。

・未成年口座に関する各種お手続き・お問い合わせは、当社に口座をお持ちの登録親権者に限り、可能といたします。

・未成年口座に関する当社からの各種ご連絡は、登録親権者宛に行います。ただし、発行体からの各種郵送物等は、取引主体に関わらず、口座名義人宛となります。

・親権者のご登録内容（住所・ご勤務先等）に変更が生じた際は、速やかに変更手続きをしていただきますようお願いいたします。親権者をご登録内容変更のお手続きをされていない事が判明した場合は、親権者口座・未成年口座のお取引を停止させていただく場合がございますのでご注意ください。

また、親権者のご登録内容の変更に伴い、未成年口座のご登録内容に変更が発生する場合は、未成年口座の変更手続きもお忘れのないようお願い致します。

・親権者にご変更があった場合、未成年者が婚姻された場合等は、速やかに当社へお申し出のうえ、必要なお手続きをお願い致します。お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので予めご了承ください。

・未成年者が満20歳を迎えられた際には、未成年口座のパスワード等をリセットさせていただき、成人口座の新しいパスワードを口座名義人宛に郵送にてご連絡いたします。満20歳の誕生日の前営業日取引時間終了後から新しいパスワードがお客様のお手元に届くまでの期間は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので予めご了承ください。

・ 未成年者が満 20 歳を迎えられた際は、親権者（又は未成年後見人）の親権および代理権は消失いたします。親権者（又は未成年後見人）は以降、未成年口座でのお取引等を一切されませんようお願いいたします。

・ 当社では、親権者の口座間および親権者と未成年者の口座間での現金等の振替等は一切行えません。

・ 借名取引（家族や友人など自分以外の名義を借りた上で、名義人になりすまして行う取引のこと）、仮装売買（特定の株式などの売買の状況に関して他人を誤解させる目的で、同一人物が同じ時期に同じ価格で売りと買いの注文を行うなど、権利の移転や金銭のやりとりなどを目的としない仮装の取引のこと）、馴合売買（特定の株式などの売買の状況に関して他人を誤解させる目的で、知り合い同士の売主と買主が示し合わせて、同じ時期に同じ価格で売りと買いの注文を出す取引のこと）等は金融商品取引法にて禁じられております。

以上